

③ 中継処理を行わない自治体の取組事例

ごみの中継方式については、簡易であっても施設整備や運営コストが必要であるため、中継方式を採用しない場合は、住民の一時多量ごみの搬入や事業者の搬入について、配慮することも必要となる。

事業所ごみの搬入支援を行っている自治体の事例は、図表 7-1-22 に示すとおりであり、登録・申し込みによる収集や定期的な有料収集が行われている。

◆図表 7-1-22 小規模事業者等への配慮

自治体	概要																		
A 市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一部のごみを登録制により収集している。 ▶ 事前確認事項(注意事項が守られない場合は、一般家庭ごみの収集に支障をきたすため、市のごみ収集を断る) <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回に収集できるごみの量は、1事業所あたり上限7袋。(届出時に数量を指定) ・ 7袋を超える場合は、処理場へ直接搬入するか、処理業者に収集を依頼する。 ・ 産業廃棄物は収集できない。 ・ 市のごみ分別・排出方法に従い、適正に分別・排出する。 ・ 市指定ごみ袋(事業所用)を使用する。 ・ ごみ収集袋に「事業所番号」、「事業所名」を必ず記入する。 ・ ごみは収集日当日の朝、決められた時間(自治区ごとに異なる)までに出す。 ・ 収集は、ステーション方式で、ごみ集積所(ごみステーション)を管理する町内会等に事前に了解を得る。 ▶ 燃やせるごみ指定袋料金(事業系用) 10枚入り864円(税込み) 																		
B 市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 少量排出事業系ごみ収集制度 ▶ 少量排出事業系ごみの収集は、事前の登録が必要 (1週間に2回、1回につき40リットル分まで) ▶ 1回の排出量が規定量を超える事業所は、収集許可業者と契約を結ぶなどして独自に処理する。 ▶ 事業系指定収集袋に入れて事業所の前に出す。 10リットル指定袋 650円/10枚 20リットル指定袋 1,300円/10枚 																		
C 市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申し込み制による定期収集 ▶ 市のごみ定期収集を希望する事業者は、登録手続きを行う。 ・出されるごみの種類や量などを申請 ・ごみ置場、収集開始日、収集日を決定 ・ごみの分け方・出し方を説明 ▶ ごみは45リットル推奨ごみ袋(乳白色の半透明)に入れ、ごみ袋1つにつき事業系ごみシールを1枚貼って出す。 事業系ごみシール 1枚240円 																		
D 市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期的に有料で収集 ▶ 定期収集には手数料の支払いと地域の収集運搬許可業者への申し込みが必要 市の収集運搬許可業者に支払う収集運搬料金に加え、ごみの処分手数料を指定ごみ袋(黄色1枚45リットル70円、70リットル100円)を購入する形で負担するもの ▶ 収集運搬料金(月額) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">【45リットル】</th> <th style="text-align: center;">【70リットル】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週2個(1月述べ8個)</td> <td style="text-align: center;">540円</td> <td style="text-align: center;">900円</td> </tr> <tr> <td>週3個(1月述べ12個)</td> <td style="text-align: center;">864円</td> <td style="text-align: center;">1,404円</td> </tr> <tr> <td>週4個(1月述べ16個)</td> <td style="text-align: center;">1,188円</td> <td style="text-align: center;">1,908円</td> </tr> <tr> <td>週5個(1月述べ20個)</td> <td style="text-align: center;">1,512円</td> <td style="text-align: center;">2,412円</td> </tr> <tr> <td>以下週1個(ひと月述べ4個)増すごとに</td> <td style="text-align: center;">324円</td> <td style="text-align: center;">504円</td> </tr> </tbody> </table> 		【45リットル】	【70リットル】	週2個(1月述べ8個)	540円	900円	週3個(1月述べ12個)	864円	1,404円	週4個(1月述べ16個)	1,188円	1,908円	週5個(1月述べ20個)	1,512円	2,412円	以下週1個(ひと月述べ4個)増すごとに	324円	504円
	【45リットル】	【70リットル】																	
週2個(1月述べ8個)	540円	900円																	
週3個(1月述べ12個)	864円	1,404円																	
週4個(1月述べ16個)	1,188円	1,908円																	
週5個(1月述べ20個)	1,512円	2,412円																	
以下週1個(ひと月述べ4個)増すごとに	324円	504円																	

※ 金額について、消費税率の変更は考慮しない。

第2節 不燃ごみ処理施設

1 施設整備方針

不燃ごみ処理施設の機能のうち、大型ごみの破碎機能は、小規模施設であっても大規模施設であっても投入して処理するごみのサイズは同じであることから、建設費や維持管理費においてスケールメリットのある広域処理が有効である。

一方、紙類のように、民間事業者の処理能力が整っている場合は、事業者の施設に直接搬入して資源化すること（直接資源化）が想定される。

以上を踏まえ、不燃ごみ処理施設の整備方針について、図表 7-2-1 に示すとおりとした。

◆図表 7-2-1 不燃ごみ処理施設の整備方針

1 必要な処理機能に限定

- 大型破碎機などの設備は、維持管理費増を招く設備となる。コスト削減や処理の効率化のため、処理対象物の限定や民間事業者の活用を検討する。

(検討する処理対象物)

- 小型電化製品 一時保管、引渡し(対象品の拡大等)の検討
(実施済:米子市、境港市、日吉津村、大山町、日南町)
- 古紙類・布類 直接資源化の検討

※ プラスチック類については、循環型社会形成推進基本法の規定に基づき、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、環境への負荷の低減を最大限に考慮したうえで、再生利用又は熱回収について検討する。

2 広域処理による処理経費の抑制と利便性の向上

- 西部圏域において、必要な集約化施設を整備する。
 - 経済面、効率面から可燃ごみ処理施設との併設(一体化)
- 素材が可燃性、不燃性などの複合製品である粗大ごみや不燃ごみも一元的に処理
⇒ 住民等排出者の利便性向上

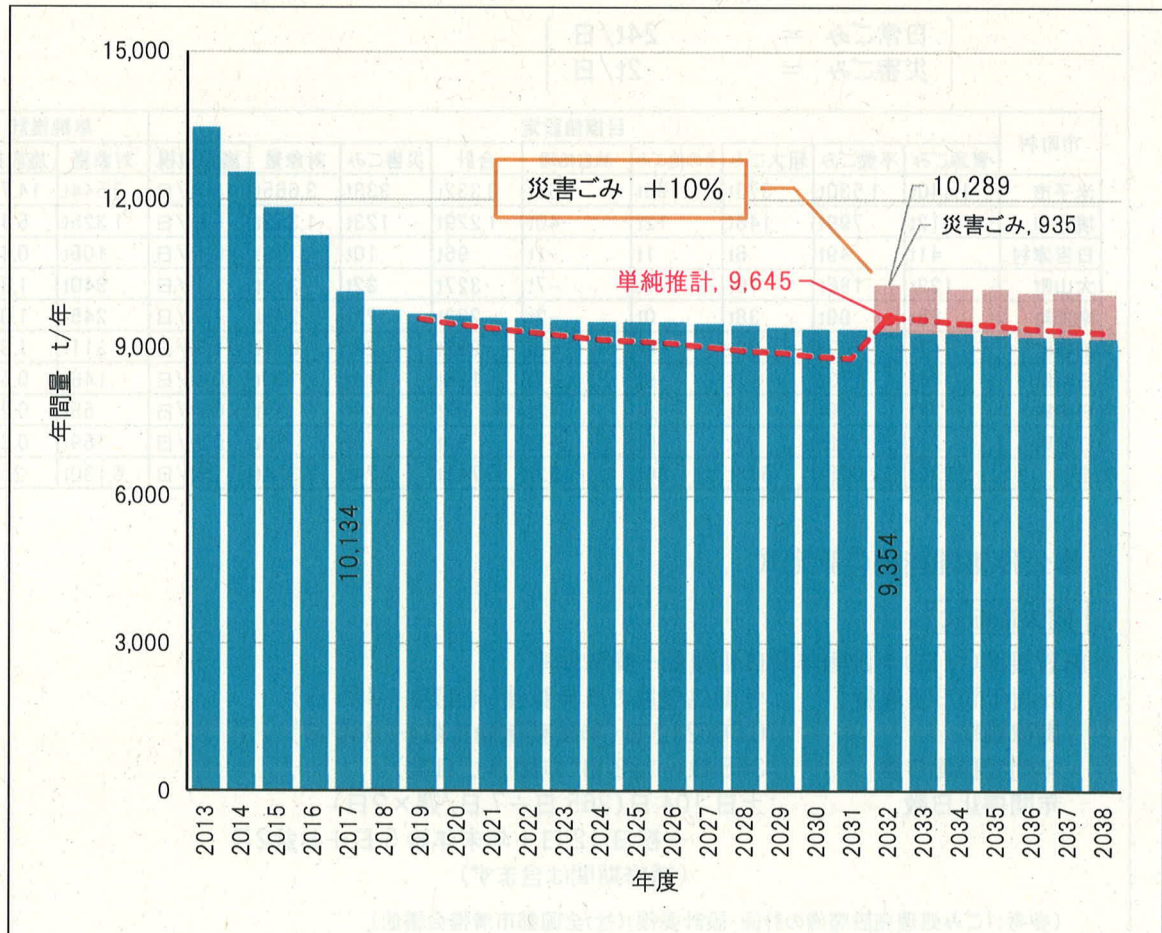
2 必要施設規模

(1) 処理対象物の将来見込み

- ・ 計画処理対象物は、不燃ごみ、資源ごみ(市町村が独自に取り組むごみを除く)、粗大ごみ及びその他ごみとする。
 - ・ 処理対象量は、稼働目標年度である令和 14(2032)年度において、排出抑制目標値を達成した場合の将来値を前提に、年間 9,354 トンとした。計画施設規模算定基礎となる処理対象量は、10%の災害ごみ(935 トン)を含め、10,289 トンとする。
- | | | |
|-------|-----------|-------------------------|
| 資源ごみ | 5,844t/年 | (独自処理分の 122t/年を含む) |
| 不燃ごみ | 2,908t/年 | |
| 粗大ごみ | 638t/年 | |
| その他ごみ | 86t/年 | |
| 災害ごみ | 935t/年 | (他事例を踏まえ処理対象物の 10%とした。) |
| 合計 | 10,289t/年 | (独自処理分の 122t/年を除く) |

組合管内合計の処理対象量は減少傾向にあり、処理対象量は、令和 14 (2032)年度において災害廃棄物量 (10%) を加え、10,289 トンとする。なお、処理対象量には、境港市のペットボトル、古紙類など、現状において直接資源化されている品目は含めていない。これらの扱いについては、今後の検討課題とする。

◆図表 7-2-2 不燃ごみ処理施設の処理対象量



(2) 不燃ごみ処理施設の施設規模

・ 不燃ごみ処理施設の施設規模は、間欠運転式施設の算出式を用い、日平均処理対象量に、実稼働率を考慮して43トン(古紙を含めた場合)、26トン(古紙を除いた場合)とする。

◆市町村別施設規模(古紙を含めた場合)

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 10,289\text{t/年} \div 365 \text{日} \div 0.66 \\ &= 43\text{t/日} \end{aligned}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{日常ごみ} = 39\text{t/日} \\ \text{災害ごみ} = 4\text{t/日} \end{array} \right]$$

市町村	目標値設定							単純推計			
	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	独自処理	合計	災害ごみ	対象量	施設規模	対象量	施設規模
米子市	3,991t	1,530t	373t	55t	-66t	5,883t	588t	6,471t	26.9t/日	6,006t	24.9t/日
境港市	312t	799t	146t	12t	-40t	1,229t	123t	1,352t	5.6t/日	1,324t	5.5t/日
日吉津村	141t	49t	6t	1t	-1t	196t	20t	216t	0.9t/日	212t	0.9t/日
大山町	437t	186t	19t	7t	-7t	642t	64t	706t	3.0t/日	623t	2.6t/日
南部町	243t	99t	38t	0t	-2t	378t	38t	416t	1.8t/日	417t	1.7t/日
伯耆町	418t	117t	36t	0t	-2t	569t	57t	626t	2.6t/日	591t	2.4t/日
日南町	159t	73t	11t	9t	-1t	251t	25t	276t	1.2t/日	261t	1.1t/日
日野町	45t	29t	1t	2t	-2t	75t	7t	82t	0.4t/日	76t	0.3t/日
江府町	98t	26t	8t	0t	-1t	131t	13t	144t	0.6t/日	135t	0.6t/日
合計	5,844t	2,908t	638t	86t	-122t	9,354t	935t	10,289t	43t/日	9,645t	40t/日

◆市町村別施設規模(古紙を除いた場合)

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 6,314\text{t/年} \div 365 \text{日} \div 0.66 \\ &= 26\text{t/日} \end{aligned}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{日常ごみ} = 24\text{t/日} \\ \text{災害ごみ} = 2\text{t/日} \end{array} \right]$$

市町村	目標値設定							単純推計			
	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	独自処理	合計	災害ごみ	対象量	施設規模	対象量	施設規模
米子市	1,440t	1,530t	373t	55t	-66t	3,332t	333t	3,665t	15.1t/日	3,544t	14.7t/日
境港市	312t	799t	146t	12t	-40t	1,229t	123t	1,352t	5.6t/日	1,325t	5.4t/日
日吉津村	41t	49t	6t	1t	-1t	96t	10t	106t	0.4t/日	105t	0.4t/日
大山町	122t	186t	19t	7t	-7t	327t	32t	359t	1.4t/日	340t	1.3t/日
南部町	88t	99t	38t	0t	-2t	223t	22t	245t	1.0t/日	245t	1.0t/日
伯耆町	141t	117t	36t	0t	-2t	292t	29t	321t	1.3t/日	311t	1.3t/日
日南町	44t	73t	11t	9t	-1t	136t	14t	150t	0.6t/日	146t	0.5t/日
日野町	22t	29t	1t	2t	-2t	52t	5t	57t	0.2t/日	55t	0.2t/日
江府町	21t	26t	8t	0t	-1t	54t	5t	59t	0.2t/日	59t	0.2t/日
合計	2,231t	2,908t	638t	86t	-122t	5,741t	574t	6,314t	26t/日	6,130t	25t/日

●公称処理能力の算定式

間欠運転式

施設規模(t/日) = 計画年間日処理量 ÷ 実稼働率

計画年間日処理量 : 年間処理量の日換算値(年間量 ÷ 365日)

実稼働率 : 0.66(242日(年間実稼働日数) ÷ 365日)

年間実稼働日数 : 365日 - 123日(年間停止日数)

年間停止日数 : 土日 104日(365日 ÷ 7日/週 × 2日)

+ 祝日 12日 + 年末年始 5日 + お盆 2日

(補修期間は含まず)

(参考:「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(社)全国都市清掃会議他)

西部圏域の合計施設規模は、令和 14 (2032) 年度において災害廃棄物分 (4 t/日) を加え、43 t/日である。また、古紙類を除くと同様に 26 t/日となる。

なお、最終的な施設規模については、施設整備内容を決定する施設基本設計の策定において、ごみ排出量の状況等を勘案したうえで、改めて検討・設定するものとする。

(3) 品目別施設規模の検討

品目別の施設規模は、大型ごみや不燃ごみ等の破碎選別処理設備、さらに、資源ごみ (びん、缶、ペットボトル) を想定して図表 7-2-3 に示すとおりとした。

なお、手選別を要する処理ラインについては、手選別能力が限界となる場合にはライン数を増やして対応することが必要となる。

◆図表 7-2-3 施設能力 (現分別区分による)

ごみ種類	能力 (施設規模)	備考(算出式)	既往施設能力	
			組合	境港市
粗大ごみ・不燃ごみ	16t/日	$3,546\text{t}/\text{年} \div 365 \div 0.66$	24.5t/日	7t/日
びん類	4t/日	$792\text{t}/\text{年}(\text{資源化量}) \div 365 \div 0.66$	10t/日	10t/日
缶類	2t/日	$404\text{t}/\text{年}(\text{資源化量}) \div 365 \div 0.66$		
ペットボトル	2t/日	$329\text{t}/\text{年}(\text{資源化量}) \div 365 \div 0.66$	2t/日	—
古紙類	15 t/日	$3,614\text{t}/\text{年}(\text{資源化量}) \div 365 \div 0.66$	12.5t/日	—
計	24~39 t/日	古紙類処理の有無による	49t/日	17t/日
災害廃棄物	2~4t/日	上記施設規模の 10%		
合計	26~43 t/日		49t/日	17t/日

※ 境港市リサイクルセンターでは、ペットボトル、古紙類等の処理は行っていない(直接資源化処理)。

[ごみ種類別・1ラインにおける処理能力の上限の目安]

項目	びん類	缶類	ペットボトル
コンベヤ速度	5m/min	5m/min	5m/min
コンベヤ幅	1m	1m	1m
搬送厚	0.1m	0.1m	0.15m
搬送率	0.5	0.5	0.5
見かけ比重	0.30t/m ³	0.07t/m ³	0.03t/m ³
処理能力(上限)	22.5t/日(5h)	5.25t/日(5h)	3.375t/日(5h)

※ 手選別コンベヤの処理能力(上限)

処理能力=コンベヤ速度(m/min)×コンベヤ幅(m)×搬送厚(m)×単位時間(60min/h×5h/日)×搬送率×見かけ比重(t/m³)

3 不燃ごみ処理施設整備概要

不燃ごみ処理施設の整備概要は図表 7-2-4、面積の目安は図表 7-2-5、処理フローの一例は図表 7-2-6 に示すとおりである。施設は、不燃物の破碎・選別・再生等を行う施設とし、環境省循環型社会形成推進交付金事業¹⁰における「マテリアルリサイクル推進施設」に位置づけられる施設とする。

基本構想における処理能力は、今後の変動等を考慮し目標値を達成した場合と単純推計値の場合の範囲で 40～43 t/日とし、処理方式は、ごみ種類ごとに現状の処理工程を踏まえて設定するものとする。なお、古紙類については、現在、手選別により禁忌品等を除外し、圧縮梱包しているが、同様な処理を民間企業において実施しているため、民間での処理（直接資源化）を想定した場合の施設規模も示すこととし、広域処理として一元的に扱うことで効率的かつ効果的な資源化を推進するものとする。

具体的な整備内容は、施設基本設計の策定において、改めて検討する。

◆図表 7-2-4 不燃ごみ処理施設の整備概要

区 分	概 要
事 業 年 度	施設整備事業：令和 6(2024)～13(2031)年度（事前調査等を含む） 供用開始：令和 14(2032)年 4 月（目途）
事 業 計 画 地	用地選定による（可燃ごみ処理施設との一体整備を基本とする。）
施 設 規 模	40～43t/日程度（古紙類を除き 25～26t/日程度）
ご み 処 理 方 式	破碎・選別・保管
形 式・稼働時間	間欠運転式・5 時間
付 帯 機 能 等	住民啓発機能 ・研修設備 研修室・体験学習機能 ・展示設備 修理機能、展示室 など

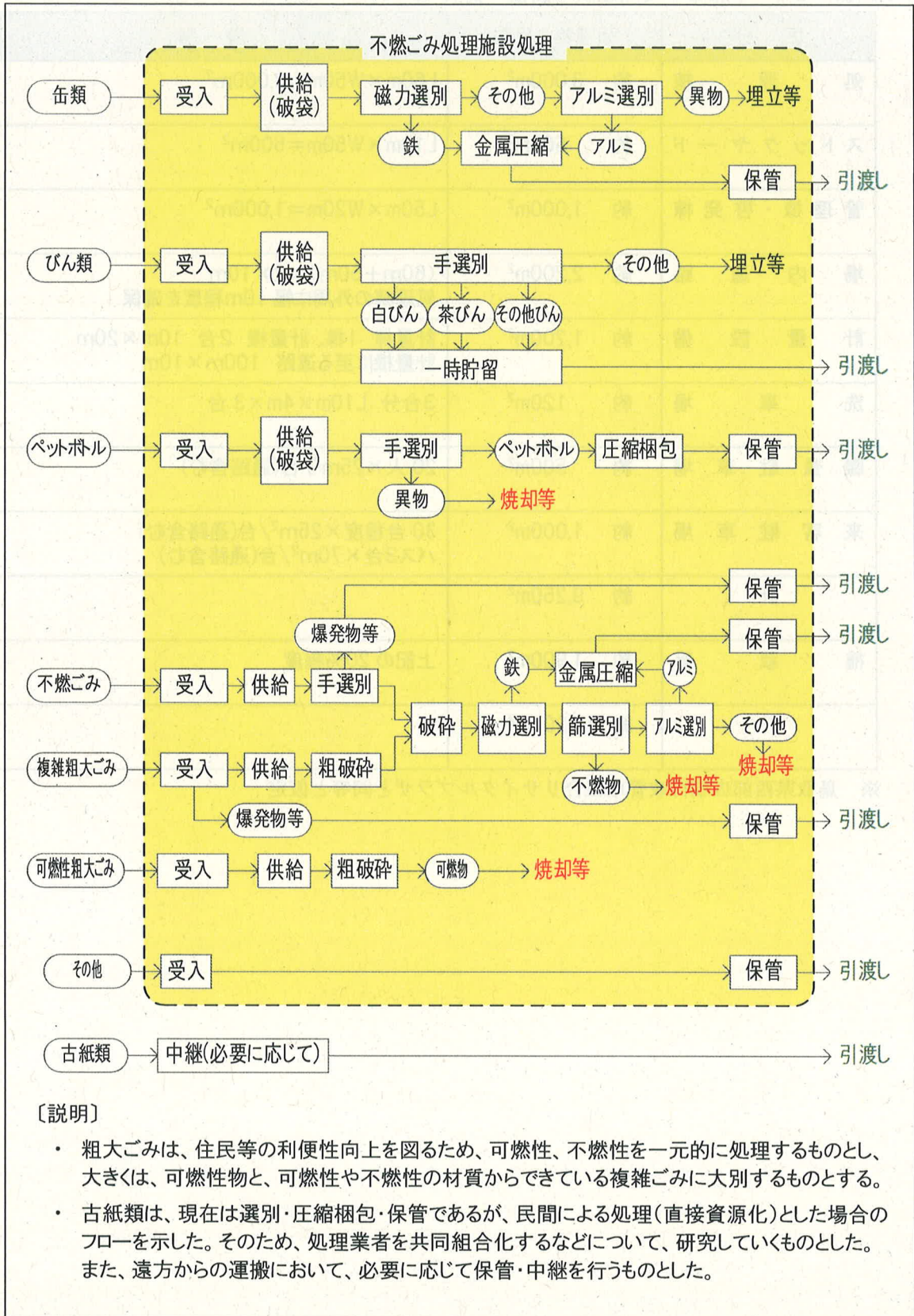
※ 施設規模において、境港市のペットボトル、古紙類等、直接資源化されている品目は含めていない。

◆図表 7-2-5 不燃ごみ処理施設の面積の目安

区 分	面積等の目安	備 考
処 理 棟	約 3,000m ²	L60m×W50m=3,000m ²
ストックヤード	約 500m ²	L10m×W50m=500m ²
管理棟・啓発棟	約 1,000m ²	L50m×W20m=1,000m ²
場 内 道 路	約 2,200m ²	(60m+50m)×2×10m 処理棟の外周に幅 10m程度を確保
計 量 設 備	約 1,200m ²	計量棟 1棟、計量機 2台 10m×20m 計量機に至る道路 100m×10m
洗 車 場	約 120m ²	3台分 L10m×4m×3台
職 員 駐 車 場	約 500m ²	20人×25m ² /台(通路含む)
来 客 駐 車 場	約 1,000m ²	30台程度×25m ² /台(通路含む) バス3台×70m ² /台(通路含む)
計	約 9,250m ²	
植 栽 等	約 1,900m ²	上記の 20%程度
計	約 11,200m ²	

※ 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザと同等と仮定

◆図表 7-2-6 不燃ごみ処理施設の広域処理フロー（一例）



4 不燃ごみ処理施設の整備方法及び施設整備費の検討

不燃ごみ処理施設の整備方法については、新設を基本とするが、既存施設（現リサイクルプラザ）を利活用する場合も想定される。この場合、近年高騰している建築設備を有効利用することによるコスト削減が期待できるが、改良工事期間中の代替処理施設の確保や処理水準、処理コストの維持に課題があり現実的ではない。

よって、本構想においては、新設により不燃ごみ処理施設を整備するものとし、図表 7-2-7 にその概算整備費を示す。

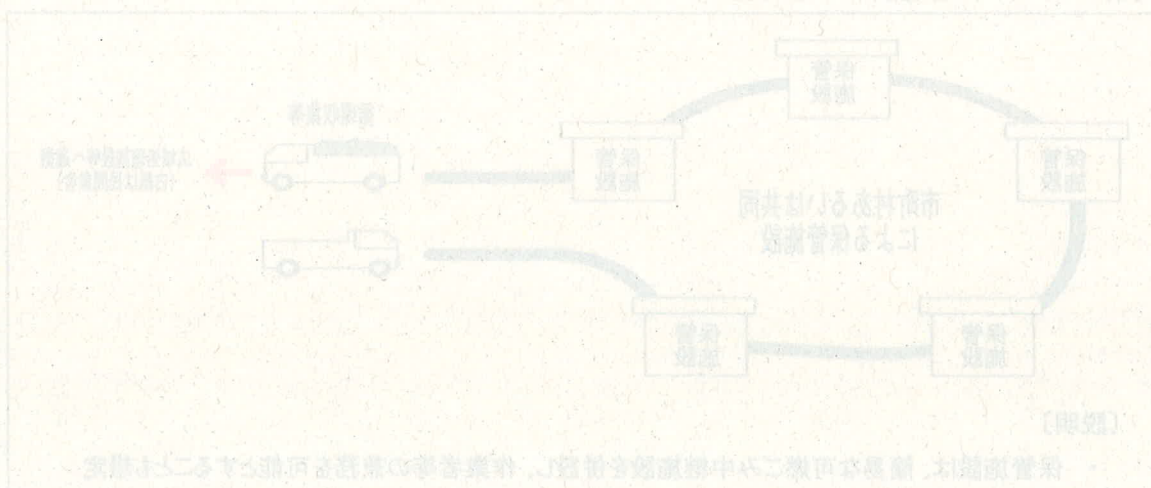
◆図表 7-2-7 施設の概算整備費

年度	都道府県	自治体	施設規模 t/日	発注額 千円	トンあたり単価 千円/t
28	宮城	大崎地域広域行政事務組合	31.3	3,902,700	124,687
29	東京	小平市	18.4	1,350,000	73,370
30	岐阜	岐阜市	46.1	3,314,000	71,887
30	岐阜	岐阜市	30	2,980,000	99,333
単純平均額					92,319
税込額(設定金額)					100,000

(資料:「工業新報」工業新報社)

(概算整備費)

区 分		概算整備費	
		古紙の処理を含めた場合	古紙の処理を含めない場合
新設	不燃ごみ処理施設整備費	4,300,000 千円 43t/日×100,000 千円/t	2,600,000 千円 26t/日×100,000 千円/t



5 保管施設整備概要（市町村設置）

- ・ 広域処理において、小型家電や古紙類、有害ごみ等を効率的に処理する方法として、保管施設の整備について検討する。現可燃ごみ処理施設の撤去にあわせ保管施設を整備する場合は、解体撤去費を含め循環交付金の対象事業となる。
- ・ 広域処理施設が遠方となり、効率が悪くなる場合、特に、古紙類や小型家電等を保管し、中継運搬することが考えられる。
- ・ 一時保管により、少量ごみをまとめて大型車両で搬出することにより、運搬効率を高めるものとした。保管施設は、可燃ごみの中継方式等との一体的な整備を行うことで効率性を高めることができる。

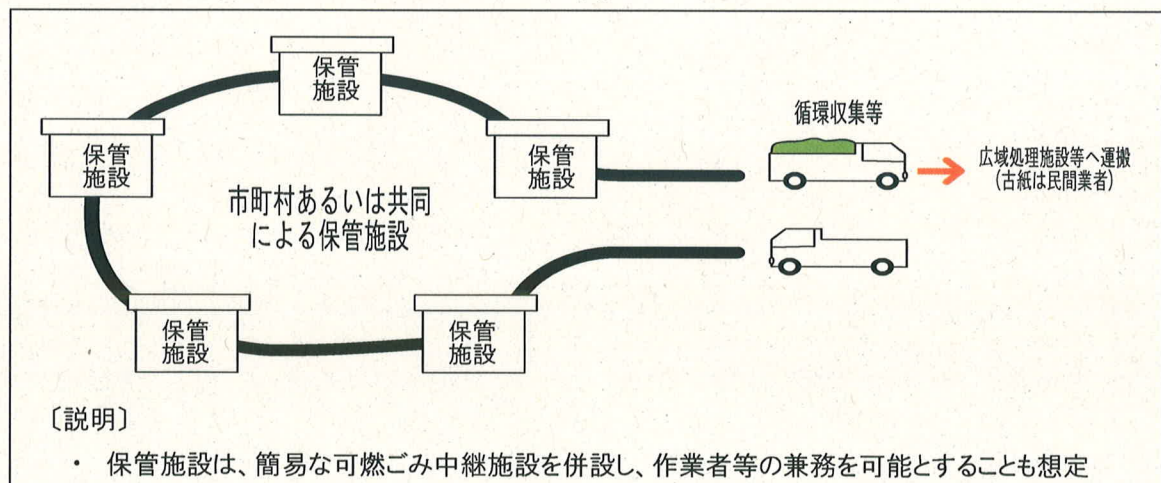
排出量の少ないごみは、広域処理における収集運搬において一時保管することで処理の効率性を高めるものとした。たとえば、市町村各々あるいは共同で整備した保管施設において、古紙類については、処理業者に巡回収集してもらうことで効率性が高くなり、また、有害ごみや小型家電も保管施設で一時保管し、運搬日を決め広域処理施設へ運搬し、一括して処理先へ運搬するなど、財政負担の軽減が可能となる。（この場合、市町村間での事務委託等の検討が必要）

以上を踏まえ、西部圏域における保管施設の整備概要は図表 7-2-8、処理フローの一例は図表 7-2-9 に示すとおりとした。

◆図表 7-2-8 保管施設の整備概要

区分	概要
事業年度	供用開始 : 令和 14(2032)年 4月 (目途)
事業計画地	現可燃ごみ処理施設跡地等
保管方式	小型家電 フレコンバック等 古紙類 フレコンバック等 乾電池 ドラム缶 蛍光管 コンテナ等

◆図表 7-2-9 保管施設による処理フロー（一例）



第3節 最終処分場

1 施設整備方針

最終処分場は、ごみ処理の最終段階を担う施設であり、可燃及び不燃ごみ処理施設とあわせて、循環型社会及び脱炭素社会形成に向けた基幹的施設と位置付けられる。加えて、迷惑施設のイメージを一新し、地域に愛され、地域に開かれた施設を目指し、施設整備方針を以下のとおりとする。

なお、施設整備にあたっては、建設場所に応じた最終処分対象物（主灰・飛灰⁶、不燃物残渣⁵等）の決定や施設規模、浸出水処理機能等の検討が必要となる。

◆図表 7-3-1 最終処分場の整備方針

1 安全・安心・安定した処理システム

- ・ 環境保全には万全の対策を行うとともに、安全性を最優先とした施設とする。
- ・ 東日本大震災の経験を教訓として、大規模地震や大型台風等における豪雨災害にも耐える災害に強い施設とする。
- ・ 廃棄物の飛散、悪臭、地下水汚染等の周辺環境や、水源地、農業用水等の利水に影響を与えない施設とする。

2 地域への貢献

- ・ 埋立終了後において、地域に貢献できる跡地利用を行うものとする。

2 最終処分対象物別施設規模と建設費

最終処分対象物別に4つの埋立ケースを設定し、それぞれの施設規模を図表7-3-2に、建設費を図表7-3-3に示した。

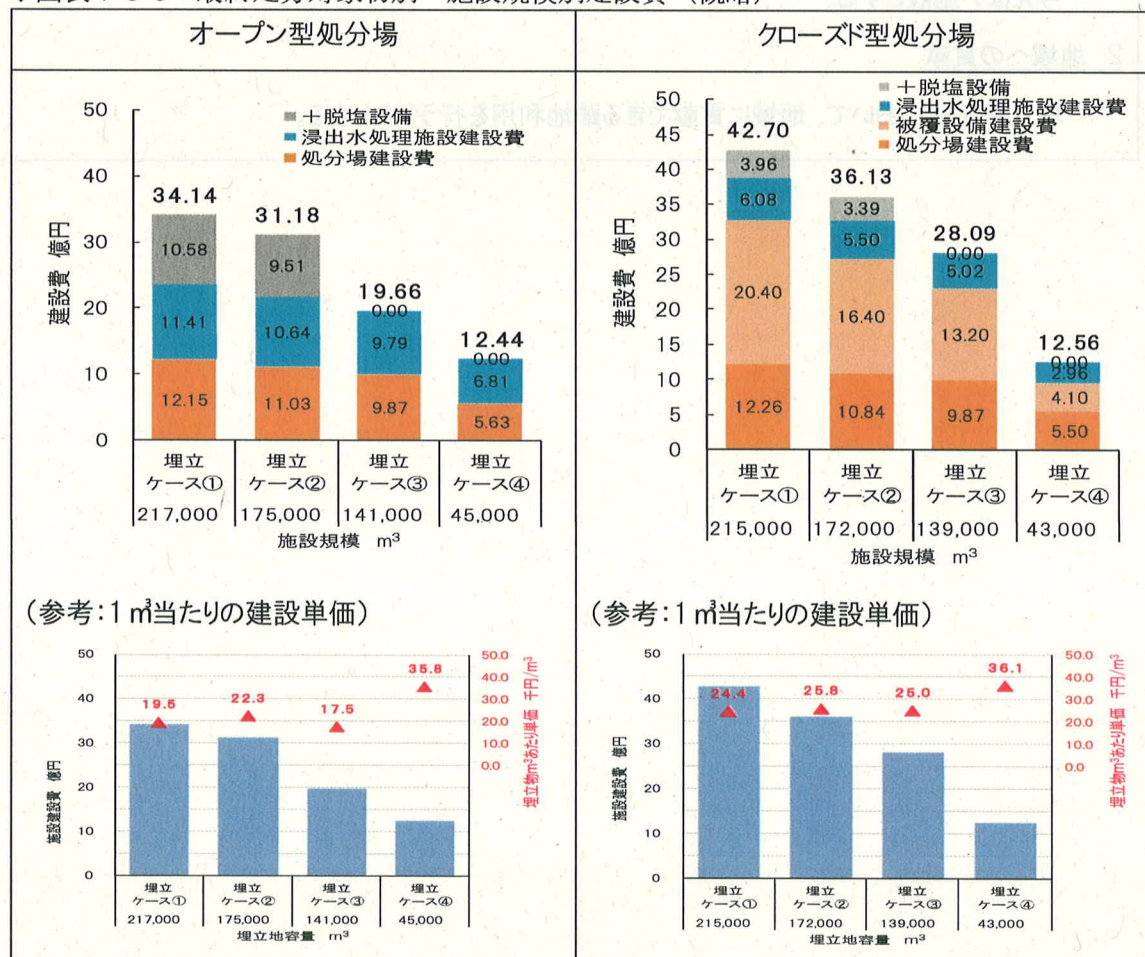
主灰・飛灰⁶、不燃物残渣⁵をすべて最終処分する場合の施設規模は、オープン型の場合217,000m³、不燃物残渣（硬質プラスチック残渣は焼却のため除く）のみを最終処分する場合は同様に45,000m³となる。

また、埋立ケース別の建設費は、小規模施設ほど最終処分対象物1m³あたりの単価は高額となり、加えて、飛灰を最終処分する場合は、塩類対策による設備費が必要となる。

◆図表7-3-2 最終処分対象物別施設規模

ケース	最終処分対象物			埋立地容積(15年間分)		備考(ケースの説明)
	主灰	飛灰	不燃物	オープン型	クローズド型	
埋立ケース①	○	○	○	217,000m ³	215,000m ³	全ての主灰・飛灰+全ての不燃物残渣を埋立
埋立ケース②	○	○	△ (一部)	175,000m ³	172,000m ³	全ての主灰・飛灰+不燃物残渣のうちカレット・砂残渣のみ埋立(硬質プラスチック残渣は焼却処理)
埋立ケース③	○		△ (一部)	141,000m ³	139,000m ³	主灰+不燃物残渣のうちカレット・砂残渣のみ埋立(硬質プラスチック残渣は焼却処理)
埋立ケース④			△ (一部)	45,000m ³	43,000m ³	不燃物残渣のうちカレット・砂残渣のみ埋立(硬質プラスチック残渣は焼却処理)

◆図表7-3-3 最終処分対象物別・施設規模別建設費(概略)



※ 本表はケース別の建設費を表したものであり、各ケースにおける施設の運転管理費や主灰・飛灰等を埋め立てない場合に必要となる外部処理費は含んでいない。

◆図表 7-3-4 最終処分場建設費（オープン型）

ケース		埋立ケース①	埋立ケース②	埋立ケース③	埋立ケース④	備考
埋立対象物	主 灰	59,900 m ³	61,600 m ³	61,600 m ³	0 m ³	
	飛 灰	22,100 m ³	22,700 m ³	0 m ³	0 m ³	
	不燃物	63,900 m ³	30,800 m ³	30,800 m ³	30,800 m ³	
災害廃棄物	28,800 m ³	24,800 m ³	20,100 m ³	4,000 m ³		
処分物計		174,700 m ³	139,900 m ³	112,500 m ³	34,800 m ³	
中間覆土		29,700 m ³	23,800 m ³	19,100 m ³	5,900 m ³	処分物計×17%
処分容量		204,400 m ³	163,700 m ³	131,600 m ³	40,700 m ³	最終覆土含まず
処分高		8.3 m	7.8 m	7.4 m	5.3 m	処分高 = 0.2821 × 処分場規模 ^{0.2767}
処分場面積		24,600 m ²	21,000 m ²	17,800 m ²	7,700 m ²	処分場面積 = 処分場規模 ÷ 処分高
最終覆土容量		12,300 m ³	10,500 m ³	8,900 m ³	3,850 m ³	最終覆土容量 = 処分場面積 × 0.5m
処分場施設規模		216,700 m ³	174,200 m ³	140,500 m ³	44,550 m ³	処分場施設規模 = 処分容量 + 最終覆土容量
	与	217,000 m ³	175,000 m ³	141,000 m ³	45,000 m ³	
処分場建設費		1,215,000 千円	1,103,000 千円	987,000 千円	563,000 千円	処分場施設規模 × 建設単価
建設単価(消費税含む)		5.6 千円/m ³	6.3 千円/m ³	7.0 千円/m ³	12.5 千円/m ³	建設単価 = 2,633.2 × 処分場施設規模 ^{-0.508} × 1.1(消費税)
浸出水処理施設建設費		1,141,000 千円	1,064,000 千円	979,400 千円	681,200 千円	
処理施設規模		163 m ³ /日	140 m ³ /日	118 m ³ /日	52 m ³ /日	処理施設規模 = 1 ÷ 1000 × 9.6 × 埋立面積 × 0.69
建設単価(消費税含む)		7,000 千円/m ³	7,600 千円/m ³	8,300 千円/m ³	13,100 千円/m ³	建設単価 = 106,754 × 処分場施設規模 ^{-0.555} × 1.1(消費税)
+脱塩設備		1,058,000 千円	951,000 千円	0 千円	0 千円	飛灰処分の場合 建設費 = 27,200 × 施設規模 ^{0.7} × 1.1(消費税)
建設費合計		3,414,000 千円	3,118,000 千円	1,966,400 千円	1,244,200 千円	
埋立物m ³ あたり単価		19.5 千円/m ³	22.3 千円/m ³	17.5 千円/m ³	35.8 千円/m ³	埋立物m ³ あたり単価 = 建設費合計 ÷ 処分物計

◆図表 7-3-5 最終処分場建設費（クローズド型）

ケース		埋立ケース①	埋立ケース②	埋立ケース③	埋立ケース④	備考
埋立対象物	主 灰	59,900 m ³	61,600 m ³	61,600 m ³	0 m ³	
	飛 灰	22,100 m ³	22,700 m ³	0 m ³	0 m ³	
	不燃物	63,900 m ³	30,800 m ³	30,800 m ³	30,800 m ³	
災害廃棄物	28,800 m ³	24,800 m ³	20,100 m ³	4,000 m ³		
処分物計		174,700 m ³	139,900 m ³	112,500 m ³	34,800 m ³	
中間覆土		29,700 m ³	23,800 m ³	19,100 m ³	5,900 m ³	処分物計×17%
処分容量		204,400 m ³	163,700 m ³	131,600 m ³	40,700 m ³	最終覆土含まず
処分高		10.0 m	10.0 m	10.0 m	10.0 m	処分高 = 一律10m(コンクリートピット)
処分場面積		20,400 m ²	16,400 m ²	13,200 m ²	4,100 m ²	処分場面積 = 処分場規模 ÷ 処分高
最終覆土容量		10,200 m ³	8,200 m ³	6,600 m ³	2,050 m ³	最終覆土容量 = 処分場面積 × 0.5m
処分場施設規模		214,600 m ³	171,900 m ³	138,200 m ³	42,750 m ³	処分場施設規模 = 処分容量 + 最終覆土容量
	与	215,000 m ³	172,000 m ³	139,000 m ³	43,000 m ³	
処分場建設費		1,226,000 千円	1,084,000 千円	987,000 千円	550,000 千円	処分場施設規模 × 建設単価
建設単価(消費税含む)		5.7 千円/m ³	6.3 千円/m ³	7.1 千円/m ³	12.8 千円/m ³	建設単価 = 2,633.2 × 処分場施設規模 ^{-0.508} × 1.1(消費税)
被覆設備建設費		2,040,000 千円	1,640,000 千円	1,320,000 千円	410,000 千円	処分場面積 × 建設単価
建設単価(消費税含む)		100 千円/m ²	100 千円/m ²	100 千円/m ²	100 千円/m ²	建設単価 = 100千円/m ² (一律)
浸出水処理施設建設費		608,000 千円	550,400 千円	501,800 千円	296,000 千円	
処理施設規模		40 m ³ /日	32 m ³ /日	26 m ³ /日	8 m ³ /日	処理施設規模 = 1 ÷ 1000 × 4.8 × 埋立面積 × 0.4
建設単価(消費税含む)		15,200 千円/m ³	17,200 千円/m ³	19,300 千円/m ³	37,000 千円/m ³	建設単価 = 106,754 × 処分場施設規模 ^{-0.555} × 1.1(消費税)
+脱塩設備		396,000 千円	339,000 千円	0 千円	0 千円	飛灰処分の場合 建設費 = 27,200 × 施設規模 ^{0.7} × 1.1(消費税)
建設費合計		4,270,000 千円	3,613,400 千円	2,808,800 千円	1,256,000 千円	
埋立物m ³ あたり単価		24.4 千円/m ³	25.8 千円/m ³	25.0 千円/m ³	36.1 千円/m ³	埋立物m ³ あたり単価 = 建設費合計 ÷ 処分物計